

公文書非公開決定に対する審査請求に係る情報公開・個人情報保護 審査会からの答申について

答申の概要（「愛媛県教育委員会が高校生の政治活動の解禁に関して行った研修会後に届けられた県立高等学校の校則、並びにこの研修会以前の県立高等学校の校則、その他一切の文書」非公開決定案件）

1 結論

教育長が行った非公開決定を取り消し、別表に掲げる公文書を公開すべきである。

2 理由

(1) 本答申に至る経緯

平成 28 年 3 月 18 日 愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、「愛媛県教育委員会が高校生の政治活動の解禁に関して昨年 12 月に県立高校の教頭らに対して行ったとされる研修会の全文書（以下「請求ア」という。）、この研修会後に届けられた県立高等学校の校則、並びにこの研修会以前の県立高等学校の校則（以下「請求イ」という。）、その他、高校生の政治活動の解禁に関する一切の文書（以下「請求ウ」という。）」を内容とする公開請求

平成 28 年 3 月 31 日 教育長が
・ 請求アについて、全部公開決定
・ 請求イ・ウについて、非公開決定
〔非公開決定理由〕

文書不存在

平成 28 年 5 月 31 日 行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定に基づき、愛媛県教育委員会に対し審査請求

平成 28 年 7 月 25 日 条例第 19 条の規定に基づき、本件審査請求について愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問

平成 28 年 12 月 20 日 同審査会より答申

(2) 本件公文書について

本件公文書は、

愛媛県教育委員会が高校生の政治活動の解禁に関して行った、

- ・ 研修会（平成 27 年度主権者教育推進担当者連絡協議会）後に届けられた県立高等学校の校則、並びに研修会以前の県立高等学校の校則（請求イ）
- ・ その他、高校生の政治活動の解禁に関する一切の文書（請求ウ）

である。

(3) 本件処分について

教育長は、平成 28 年 3 月 31 日付けで、文書不存在を理由として非公開決定を行った。

(4) 本件処分の妥当性の判断について

ア 請求イについて、校則が各学校に存在することは周知の事実であり、校則の請求であれば本件公開対象文書であることから、文書の特定は、県教委に届けられた校則であるのかどうか、請求者へ意思確認を行ったうえで、判断すべきであったものと言わざるを得ず、本件請求文書について不存在を理由として非公開とした決定は妥当ではない。

イ 請求ウについて、関係書類を調査した結果、「一切の文書」と認められる文書は別表のとおりであり、教育長が本件公文書について不存在を理由として非公開とした決定は妥当ではない。

【参考】

別 表

	文書名等
1	平成 27 年度政治的活動等に対する生徒指導に関する校則等の見直し前後の県立高等学校校則
2	平成 27 年 11 月 27 日付け事務連絡 選挙権年齢引下げに係る特設 Web ページ「18 歳選挙」の開設について
3	「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」(初等中等教育局長通知) Q&A (生徒指導関係者向け)
4	平成 27 年 11 月 20 日付け 27 教高第 1051 号 高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について (通知)
5	平成 27 年 11 月 30 日付け 27 教高第 1145 号 選挙権年齢引下げに係る特設 Web ページ「18 歳選挙」の開設について (通知)
6	平成 28 年 2 月 5 日付け 27 教高第 1373 号 「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」(初等中等教育局長通知) Q&A について
7	平成 28 年 2 月 26 日付け 27 教高第 1373-1 号 「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について (通知)」に関する Q&A のホームページ公開について
8	平成 27 年 11 月 11 日付け 27 教高第 997 号 平成 27 年度主権者教育推進担当者連絡協議会の開催について (通知)
9	平成 27 年 12 月 1 日付け事務連絡 平成 27 年度主権者教育推進担当者連絡協議会の配布資料の様式について
10	県立高等学校から提出された「主権者教育の概要」
11	県立高等学校から提出された「平成 27 年度 3 年生に対する主権者教育実施報告書」
12	県立高等学校から提出された「政治的活動等に対する生徒指導に関する校則等の見直しについて」
13	県立高等学校から再提出された「政治的活動等に対する生徒指導に関する校則等の見直しについて」
14	平成 28 年 1 月 19 日付け事務連絡 政治的活動等に対する生徒指導に関する校則等の見直しについて